

## 附 屬 資 料

○いしかわの森づくり財源検討部会運営要領	-----	1
○いしかわの森づくり財源検討部会委員名簿	-----	2
○検討状況	-----	3
・ 第1回検討部会要旨（平成17年6月9日）	-----	3
・ 第2回検討部会要旨（平成17年8月10日）	-----	4
・ 第3回検討部会要旨（平成17年11月1日）	-----	5
・ 第4回検討部会要旨（平成18年3月28日）	-----	6
・ 第5回検討部会要旨（平成18年7月26日）	-----	7
○石川県の財政状況	-----	8
○税制度に関する参考資料	-----	9
・ 他県における森づくりのための税の状況	-----	9
・ 他県における課税方式の検討事例	-----	10
・ 他県の課税方式を本県に当てはめた場合の税収試算	-----	13
・ 税収の使途を特定するための方策の例	-----	14
・ 税の基礎知識	-----	15
○森づくりへの理解と参加を促す取組	-----	19
・ 高知県の事例	-----	19
・ 岡山県の事例	-----	20
・ 大分県の事例	-----	21
・ 石川県の事例	-----	22

## ○ いしかわの森づくり財源検討部会運営要領

### (要領の主旨)

第1条 この要領は「いしかわの森づくり検討委員会設置要綱」第3条第4項の定めに基づき設置された「いしかわの森づくり財源検討部会」(以下「部会」という。)の運営のために必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 部会は「いしかわの森づくり検討委員会」が検討する森林の公益的機能の発揮及び森林を健全に維持していくための推進方策の一環として必要な新たな財源の確保について、総合的な観点から具体的な検討を行う。

### (組織)

第3条 部会の委員は、学識経験者、経済団体、県民団体及び林業の関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。

2 部会には、部会長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が主催する。

2 部会長に事故があるときは、部会長が指名する委員がその職務を代理する。  
3 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (設置期間)

第5条 部会の設置期間は、平成18年12月31日までとする。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、その都度、部会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成17年5月27日から施行する。

#### (施行期日)

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

○ いしかわの森づくり財源検討部会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
部会長	中 島 史 雄	金沢大学名誉教授・弁護士	
委 員	有 川 光 造	石川県森林組合連合会 代表理事長	
委 員	大 西 亮 子	石川県婦人団体協議会 副会長	
委 員	米 谷 恒 洋	株式会社北國銀行 顧問	
委 員	佐々木 潤 子	金沢大学 法学部助教授	
委 員	西 村 昭 孝	石川県商工会議所連合会 専務理事	
委 員	平 野 豊	平野豊税理士事務所長	
	(7名)		

( 敬 称 略 )

## ○ 検討状況

### 第1回いしかわの森づくり財源検討部会要旨

1 日時 平成17年6月9日（木） 10:00～11:30

2 場所 県庁行政庁舎1104会議室

3 出席状況 出席委員5名（全委員7名）

#### 4 議事概要

（1）委員の互選により金沢大学の中島史雄教授を部会長に選任

（2）事務局から森づくりのための新たな財源制度等について資料説明の後、意見交換

#### 5 主な発言内容

- ・分担金や負担金は「受益の限度」を明確にする必要があるが、森林からの受益の程度を数値化することは困難。
- ・法定外目的税は財源確保の有力手段であるが、安易に導入される危険性があるため厳しいチェックが必要。
- ・法定外目的税の導入にあたっては、納税者の理解が大前提となる。
- ・先行県では、全て超過課税方式で実施しており、制度の趣旨としては目的を持っているが、税の種類としては（法定外目的税でなく）普通税に分類。ただし、導入にあたっては、特定の目的のために税をお願いする旨、県民に説明している。
- ・森づくりの財源を検討するにあたり、県の財政状況を把握する必要がある。

## 第2回いしかわの森づくり財源検討部会要旨

1 日時 平成17年8月10日（水） 13:30～15:30

2 場所 県庁行政庁舎1101会議室

3 出席状況 出席委員7名（全委員7名）

4 議事概要

事務局から石川県の財政状況及び森づくりのための新たな財源制度等について資料説明の後、意見交換

5 主な発言内容

- ・県の財政状況からみて、森林整備のための新たな財源を支出することは難しいと判断されるのか
- ・新たな財源についての使途と収入のバランスを検討すべき
- ・新たな財源を活用した事業は、雇用効果が期待できるのか
- ・新たな財源は、既存事業の財源として吸収されないことを担保すべき
- ・本県森林の状況や課題、森林整備の必要性などを県民に対してもっと情報提供すべきである
- ・新たな財源として、分担金及び負担金と使用料、手数料は不適切
- ・今後、新たな財源としては、租税が一番適当と思われるので、税制度に集約して検討すればどうか
- ・独自課税の先行県における制度導入時の検討状況や事業内容及び県民の反応などを検証すべき

## 第3回いしかわの森づくり財源検討部会要旨

1 日時 平成17年11月1日（火） 14:00～15:40

2 場所 県庁行政庁舎1101会議室

3 出席状況 出席委員7名（全委員7名）

4 議事概要

事務局から「森づくりのための新たな財源制度等」及び「森林整備の雇用創出効果」について資料説明の後、意見交換

5 主な発言内容

- ・国で消費税等の問題が出ている中で（新税を）実施するタイミングが難しいのではないか。
- ・ボランティアの増加など県民の山への関心は高まっている。  
(新税の)タイミングは悪いかもしれないが、放置された森林で大雨による山崩れが起こっている現実を踏まえて方策を考えるべき。
- ・国で議論されている環境税と県の新税（森林環境税）はどう違うのかという議論もあり、PRをきちんとやることが重要。
- ・国の増税策は、負担能力の小さい人の負担が相対的に高くなってしまっており、県の新税も同様（定額方式）であれば圧力があるかもしれない。
- ・企業の社会的責任意識が高まっており、企業の超過税率が比較的高くても、ある程度理解が得られるのではないか。
- ・大企業はともかく、なかなか中小企業に理解を求めるることは難しいところがあるのでないか。
- ・寄附金等の活用も部分的には有効であり、課税とあわせて検討すべき。

## 第4回いしかわの森づくり財源検討部会要旨

1 日時 平成18年3月28日（火） 10:00～11:30

2 場所 県庁行政庁舎901会議室

3 出席状況 出席委員5名（全委員7名）

### 4 議事概要

事務局から「森づくりへの理解と参加を促す取組」及び「他県における森づくりのための税の状況」等について資料説明の上、意見交換

### 5 主な発言内容

- ・県民の理解を得るために広報や情報発信が大事であり、新税を導入する前にもっと広報する必要がある。
- ・予算を議会に公表することで県民への説明責任は果たせるとして基金を設けていない県があるが、不透明な部分が出てこないのか？
- ・そういう懸念があるから、ほとんどの県では基金を設置して、財源を明確にしている。
- ・課税方法については、「高知方式」や「神奈川方式」は課題が見受けられ、他県の事例を見ても（個人を定額、法人を定率とする）「岡山方式」が主流と思われる。
- ・「財源検討部会のとりまとめの方向」については、異議がない。

## 第5回いしかわの森づくり財源検討部会要旨

1 日時 平成18年7月26日（水） 13:30～15:00

2 場所 県庁行政庁舎202会議室

3 出席状況 出席委員6名（全委員7名）

4 議事概要

5 主な発言内容

## ○ 石川県の財政状況

本県の財政状況は、県税収入にやや明るさが見られるものの、実質交付税の大幅削減の影響が残ることに加え、今後累増した県債の償還が本格化することや医療・介護関連経費等が増嵩することなどから引き続き厳しい状況にある。

このため、職員数の削減をはじめ、経費の効率的執行や節減など行財政改革の取組を拡充・強化し、持続可能な財政基盤の確立に向け、歳入・歳出全般にわたる見直しと業務の効率化に努めることとしている。

### 県の財政改革対応策

- 1 新行財政改革大綱の改定と取り組みの強化
- 2 財政の健全化維持に向けた基本方針
  - ① 県債残高の抑制
  - ② 基金残高の確保
- 3 職員費の抑制
- 4 投資的経費の抑制と公債費の平準化
- 5 その他の見直し
  - ① 歳入の確保
  - ② 業務体制の見直しと歳出の抑制
  - ③ 公社・外郭団体等の見直し

## 他県における森づくりのための税の状況について

H18.7.1現在

都道府県名	名 称	課 税 方 式	施 行 時 期	税 率 ( 税 额 )	税 収 見込額	使途を特定するための方策
1 高知県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H15.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：年額500円	1,4億円	高知県森林環境保全基金
2 岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H16.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4.5億円	おかやま森づくり県民基金
3 鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額300円 法人県民税：均等割額の3%相当額	1億円	鳥取県森林環境保全基金
4 鹿児島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.4億円	稅收使途を明確にするための方策を講じる
5 島根県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	1.9億円	水と緑の森づくり基金
6 爽媛県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.2億円	森林環境保全基金
7 山口県	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.8億円	稅收使途を明確にするための方策を講じる
8 熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4.2億円	水とみどりの森づくり基金
9 福島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	10億円	福島県森林環境基金
10 奈良県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3億円	奈良県森林環境保全基金
11 兵庫県	県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額800円 法人県民税：均等割額の10%相当額	21億円	県民税基金
12 大分県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.9億円	大分県森林環境保全基金
13 三重県	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額800円 法人県民税：均等割額の11%相当額	6億円	滋賀県琵琶湖森林づくり基金
14 岩手県	いわての森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	7.1億円	いわての森林づくり基金
15 惣岡県	もりづくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額400円 法人県民税：均等割額の5%相当額	8.4億円	静岡県森林の力再生基金
16 宮崎県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.8億円	宮崎県森林環境税基金
17 神奈川県	かながわ水源環境保全税	個人県民税均等割、所得割の超過課税	H19.4.1	個人県民税均等割：年額300円 個人県民税所得割：所得金額700万円以下部分に0.032%上乗せ(2.032%)	38億円	神奈川県水源環境保全・再生基金
18 和歌山県	紀の国森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.6億円	紀の国森づくり基金
19 富山県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.3億円	富山県水と緑の森づくり基金

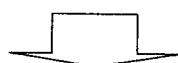
## 他県における課税方式の検討事例

### (1)法定外目的税(水道課税方式)

県名	高知県	岡山県														
考え方	森林の有する公益的機能のうち、特に「水源かん養機能」に着目し、森林からの恵みである「水」を使用する県民に負担を求める。															
名称	水源かん養税(試案)	水源かん養税(試案)														
納稅義務者	水道の使用契約者	水道、工業用水道の使用者又は工業用水の河川からの取水者														
税率	水の使用量にかかわらず、一定額を水道料に上乗せして課税する。  月額30円	水の使用量に応じて、負担額を水道料に上乗せして課税する。  (案1) 上限付従量制 1m <sup>3</sup> につき1円。ただし上限月額100,000円  (案2) 段階的定額制 使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税する。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月当たりの使用水量</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 30円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000m<sup>3</sup>以上10,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000m<sup>3</sup>以上100,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100,000m<sup>3</sup>以上1,000,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000,000m<sup>3</sup>以上の者</td> <td style="text-align: center;">月額 100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	月当たりの使用水量	税率	100m <sup>3</sup> 未満の者	月額 30円	100m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 100円	1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 300円	10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 3,000円	100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 30,000円	1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者	月額 100,000円
月当たりの使用水量	税率															
100m <sup>3</sup> 未満の者	月額 30円															
100m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 100円															
1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 300円															
10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 3,000円															
100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者	月額 30,000円															
1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者	月額 100,000円															
税収規模	1. 1億円	3億円														
納稅方法	水道事業者などを特別徵収義務者に指定し、特別徵収	<input type="radio"/> 水道、工業用水道:水道事業者などを特別徵収義務者に指定し、特別徵収 <input type="radio"/> 工業用水の河川からの取水者については、申告納付														
仕組み	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph TD     A["水道契約者 (納稅義務者)"] -- 特別徵収 --&gt; B["水道事業者 (特別徵収義務者)"]     B -- 申告納入 --&gt; C["県"]   </pre> </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph TD     A["水道、工業用水道 の使用者 (納稅義務者)"] -- 特別徵収 --&gt; B["水道事業者 (特別徵収義務者)"]     B -- 申告納入 --&gt; C["県"]     D["工業用水の河川からの 取水者 (納稅義務者)"] -- 申告納付 --&gt; C   </pre> </div>														

### 【課税(案)に対する意見】

- ・水道普及率が低い地域では税負担が発生しないため、税の公平性が保てない。
- ・納稅義務者を「水道、工業用水道使用者」とすると、井戸水から供給をうけている人等へは納稅義務がない等不公平となる。
- ・水道事業者(市町村)に対して、電算システム改修費用、徵収費用等が発生し、また事務負担も増加し、理解を得るのが困難。
- ・水道事業者が特別徵収義務者となった場合、税の未納分についても納稅義務を負うこととなり、税の主旨が達成できない。
- ・また、税の徵収に要する費用も負担することとなるが、これは水道事業とは関係のない費用であり、負担すべきものではない。
- ・水道料金の減免制度が市町村によって異なるため、統一的に低所得者等へ配慮することは困難
- ・従量制とすると、水道使用量の多い食品加工業や銭湯等、県民の生活に直接関わる特定の事業経営を圧迫する。



水道課税方式を断念

(2) 超過課税(県民税上乗せ方式)

県名	高知県	岡山県	神奈川県
考え方	森林の有する公益的機能は、県民全体が恩恵を受けているものであり、この公益的機能を保全するため、広く県民に負担を求める。		
名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税	かながわ水源環境保全税
納稅義務者	(個人)県民税均等割の納稅義務者 (法人)県民税均等割の納稅義務者	同左	(個人)県民税均等割又は所得割の納稅義務者
個人	500円上乗せ	500円上乗せ	均等割: 300円を上乗せ 所得割: 所得金額700万円以下の部分 に0.032%を上乗せ
法人	500円上乗せ	現行の均等割額の5%相当額上乗せ (1,000円~40,000円)	
税率 負担の考え方	[個人・法人とも同額とした理由]  税収自体を目的とするものではなく、広く薄い負担によって、森の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていく、ことに主眼をおいているため、個人・法人とも一定額の負担とした。	[法人の税率を段階制とした理由]  ① 森林の公益的機能から受ける受益は、個人と法人ではその規模と内容において異なっているため、個人と法人を同負担の定額制とすることには理解が得られにくい。  ② 法人の資本等の金額の多寡により 負担率に差があること、中小企業等 に対して負担軽減を図る必要がある。	[個人県民税への上乗せとした理由]  均等割は低所得者に対しても、高所得者に対しても同額であるため、均等割だけを超過課税すると、低所得者の負担感が大きくなるが、これを緩和するため、所得割の超過課税を組合せ、納稅者の担税力に応じた税負担となるようにした。  [法人へ課税しない理由]  ① 法人県民税・事業税には既に超過課税が実施されている。  ② 法人に対して神奈川県独自の法定外税である「臨時特例企業税」が制定されている。
	アンケート結果により、県民の理解が得られる範囲が、年額500円であったため。	全体の税収規模、県民アンケートの結果、法人の社会的役割、森林整備の必要性等を考慮して検討した結果、全ての県民から薄く広く負担を求めるのが公平であることから、個人は500円、法人は5%相当額となった。	森林保全に係る事業規模を勘案した結果。
税収 (平年度)	1.4億円 (個人 1.3億円、法人 0.1億円)	4.5億円 (個人 3.4億円、法人 1.1億円)	38億円
施行時期	平成15年4月1日施行	平成16年4月1日施行	平成19年4月1日施行
実施期間	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)

### (3) 課税方式の比較表

区分	超過課税（県民税均等割上乗せ方式）		法定外目的税（水道課税方式）	
課税客体	県内に住所、事務所を有する個人・法人		料金を支払っている水道の利用	
納税義務者	個人・法人県民税均等割の納税義務者		水道の使用契約者	
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人県民税は、市町が普通徴収、給与所得者は特別徴収</li> <li>・法人県民税は法人が県に申告納付</li> </ul>		水道事業者などを特別徴収義務者に指定し、特別徴収	
特別徴収義務者	給与所得者については雇用主		水道事業者	
非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人県民税：生活保護法の規定による生活扶助を受けている者など</li> <li>・法人県民税：社会福祉法人等で収益事業を行っていないものなど</li> </ul>		なし	
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する配慮が法的に組み入れられていること</li> <li>・制度創設にあたっての徴税コスト等を抑えられることが可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の利用に連動しているため、受益と負担の関係がわかりやすい</li> <li>・法定外目的税として仕組むことから、課税の目的や使途が明確</li> </ul>	
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過課税であることから、税の目的や使途が不明確となること</li> <li>・個人への同額の負担は逆進性が強い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業者が税を徴収できない場合は、自ら負担する必要があること</li> <li>・低所得者にも負担を求める</li> <li>・徴税コストが多大</li> </ul>	
課税方式等に対する評価	負担の公平性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民にとって等しい負担で公平</li> <li>・法人に対して、資本金の額に応じて負担となった場合も、担税力のある者には同等の負担であり公平</li> </ul>	△ 水の受益に応じた負担であるが、水の利用は、料金を支払う水道に限られない。 (例) 農業用水、伏流水を利用する工業用水、井戸水
	わかりやすさ	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通称による目的の明確化</li> <li>・基金等による使途の限定</li> <li>・等しい金額による平等な負担</li> </ul>	◎ ・法定外税の名称で目的を明確化
	徴税コスト	○	電算システムの軽微な改修が必要	△ 水道事業者等の電算システム改修が必要
	市町等の協力	△	市町等の協力が必要	× 水道事業者の協力が必要

## 他県の課税方式を本県に当てはめた場合の税収試算

### (1) 本県の県民税の納稅義務者数

#### ①個人県民税

(平成17年1月1日現在)

	均等割のみ	均等割・所得割	計 (人)
納稅義務者数	38,119	505,689	543,808

#### ②法人県民税

(平成17年3月31日現在)

資本等の金額	納稅義務者数 (社)	税率 (年額、円)	5%超過税率 (年額、円)
50億円超	843	800,000	840,000
10億円超50億円以下	528	540,000	567,000
1億円超10億円以下	1,201	130,000	136,500
1千万円超1億円以下	5,841	50,000	52,500
1千万円以下	21,768	20,000	21,000
計	30,181		

### (2) 他県の課税方式に当てはめた場合の税収試算

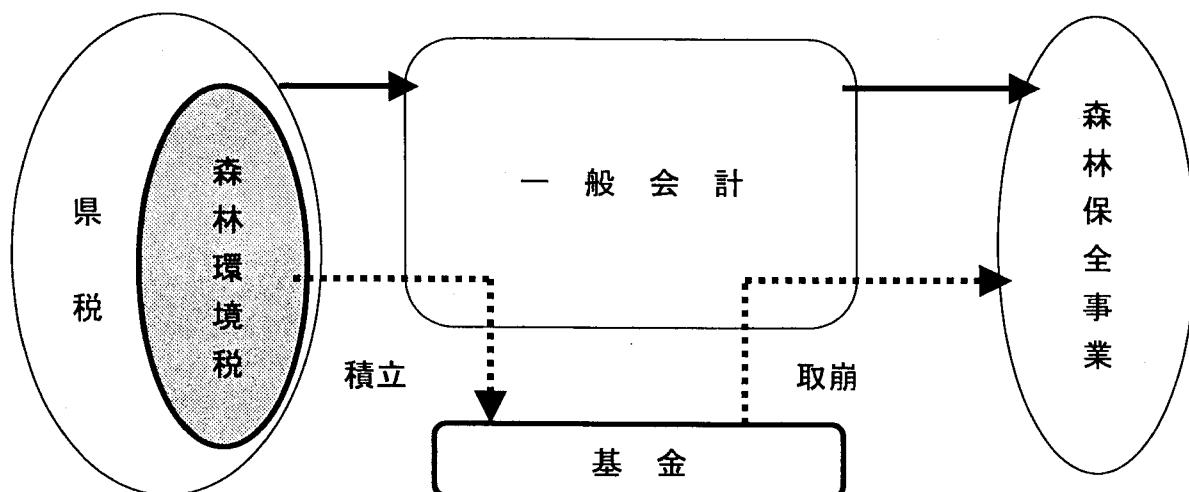
(単位: 百万円)

税率 方式	個人県民税			法人県民税		税収規模	
	均等割		所得割	均等割			
	500円	300円	所得金額700万円以下に0.032%を上乗せ	500円	5%相当額		
高知県	272			15		287	
岡山県	272				92	364	
神奈川県		163	253			416	

(注)H19.4.1から、個人県民税所得割の税率は、一律4%となる。

## 税収の使途を特定するための方策の例

(例) 森林環境保全基金 (高知県)



【歳入予算額】 県民税納稅義務者数 × 500 円 × 前年度収入率

【積立時期】 1回目：9月末、2回目：12月末、3回目：3月末

【取崩時期】 年度1回

## 税の基礎知識

### (1) 法定外税

地方団体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるが、これを法定外税といい、さらにこのうち普通税を「法定外普通税」、目的税を「法定外目的税」という。

都道府県が、法定外税を新設又は変更する場合には、総務大臣に事前に協議をし、その同意を得ることが必要とされている。

総務大臣は、いずれかの事由があると認める場合を除き、同意しなければならない。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済政策に照らして適当でないこと。

### 法定外税の実施状況（平成18年7月1日現在）

#### 【法定外普通税】

石油価格調整税	1 団体(沖縄県)
核燃料税	1 1 団体(北海道・宮城県・福島県・新潟県・石川県・福井県・静岡県・島根県・愛媛県・佐賀県・鹿児島県)
核燃料等取扱税	1 団体(茨城県)
核燃料物質等取扱税	1 団体(青森県)
臨時特例企業税	1 団体(神奈川県)

#### 【法定外目的税】

産業廃棄物税等	2 4 団体(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・福島県・新潟県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)
宿泊税	1 団体(東京都)
乗鞍環境保全税	1 団体(岐阜県)

## (2) 超過課税

法定税のうち、地方税法において「通常よるべき税率」として標準税率が定められているものについては、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、この標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税することができる。こうした課税の制度を「超過課税」という。

なお、超過課税の税率は、制限税率を超えることはできない。

### 超過課税の実施状況（平成18年7月1日現在）

#### ○森林整備のための税

個人県民税均等割 19 団体(高知県・岡山県・鳥取県・鹿児島県・島根県・愛媛県  
山口県・熊本県・福島県・奈良県・兵庫県・大分県・  
岩手県・滋賀県・静岡県・宮崎県・神奈川県・和歌山  
県・富山県)

個人県民税所得割 1 団体(神奈川県)

法人県民税均等割 18 団体(高知県・岡山県・鳥取県・鹿児島県・島根県・愛媛県  
山口県・熊本県・福島県・奈良県・兵庫県・大分県・  
岩手県・滋賀県・静岡県・宮崎県・和歌山県・  
富山県)

#### ○使途を特定しない税

法人県民税均等割 1 団体(大阪府)

法人県民税法人税割 46 団体(静岡県を除く都道府県)

法人事業税 7 団体(東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府  
兵庫県)

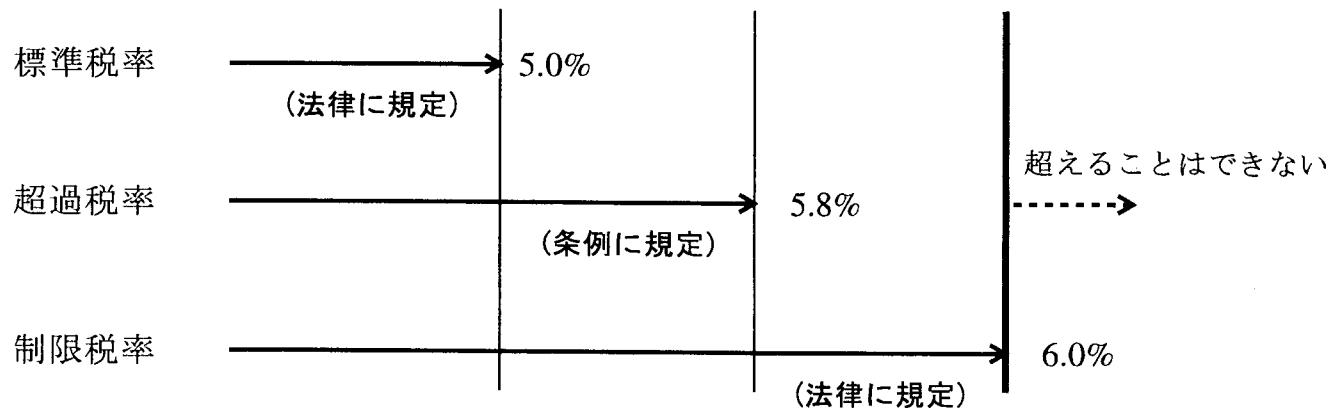
### (3) 税の基本用語

課税客体	「なに」に対して税金を課するのかという場合の「なに」に当たる。 事業税の課税客体は「事業を行う行為」 不動産取得税の課税客体は「不動産の取得」という行為」
課税標準	「なに」に課税するのかが決まったとき、税額を計算できるように課税客体を数値化したもの。事業税の課税標準は「所得」、不動産取得税の課税標準は「不動産の価格」。課税標準は金額には限られない。自動車税の課税標準は例えば「総排気量」
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することにより地方税を徴収する方法 不動産取得税、個人事業税、自動車税など</li> <li>・申告納付 納税者が納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付する方法 法人二税、核燃料税など</li> <li>・特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、その徴収すべき税額を納入させる方法 ゴルフ場利用税、軽油引取税など</li> </ul>
税率	税額を算出するために課税標準に対して適用される比率。普通は百分比であるが、一定金額の場合もある。

税 目		税率の種類	制限税率の有無
道 府 県 民 税	個人	標準税率 1,000 円	無
	法人	標準税率 2 ~ 80 万円	無
	所得割	標準税率 2 %、 3 %	無
	法人税割	標準税率 5 %	有(6%)
法人事業税所得割		標準税率 5 %~9.6 %	有(標準税率の 1.2 倍)
自動車税		標準税率 (定額税率)	有(標準税率の 1.2 倍)

- ・標準税率 地方団体が課税する場合に、通常るべき税率として地方税法に規定されている税率。財政上必要があると認める場合は、これによることを要しない。
- ・超過税率 地方団体が課税する場合に、通常るべき税率（標準税率）を超えて定めた税率
- ・制限税率 地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして地方税法に規定されている税率

（例）法人県民税法人税割（石川県）



○ 森づくりへの理解と参加を促す取組

**高知県の事例（森林環境税H15.4～）**

**(1) 森づくりへの理解と参加を促す広報事業**

多様な媒体によって、幅広い県民を対象に県産材の利用など一人一人の行動と森林保全のつながりをPRし、適切な森林管理を促進

[H16 実施概要]

- ・新聞広告等：新聞広告(10,11月)、広報番組・スポットCM放送(10～12月)
- ・学校教材用ビデオ制作：ビデオ「守れ！いのちの森」の制作
- ・広報用パンフレットの作成：森林環境税やこうち山の日などの紹介

**(2) 森の情報発信事業**

県民が森の情報を身近な日常の中で容易に受け取れるよう、県民に向けた情報の発信拠点（ホームページ「生き生きこうちの森」）をつくり様々な森の情報を提供

[H16 の主な情報発信等]

イベント情報、森の日記（体験談）、体験学習、山の仕事紹介、元気な森づくり情報、木をつかって森を守る情報、木造住宅や木製品の情報、掲示板やご意見箱 等

**(3) こうち山の日(11月11日) 推進事業**

県民一人一人が豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性等に対する理解と関心を深める取組

[H16 実施概要]

- ・イベント：山師達人選手権大会（丸太の早切りリレー、丸太引きリレー等）
- ・山の学習支援事業：こうち山の日間伐体験、各種森林環境教育の推進

**(4) 森林ボランティア活動推進事業**

森林整備を実践するボランティア団体の活動を支援し、間伐や荒廃竹林の整備など適切な森林管理を推進

[H16 実施概要]

- ・機械器具等の支給：新規設立の9団体
- ・間伐の実施に応じて地域通貨を交付：7町村、約25ha

## 岡山県の事例（おかやま森づくり県民税H16.4～）

### (1) おかやま森づくり情報発信事業（県民への情報提供）

県民を対象として、テレビ・ラジオ、新聞・広報誌等による森林・林業のPRを実施し、森林の役割や現状についての関心や理解を深めるもの

#### [H16 実施概要]

- ・「森の番人マモルンジャー」テレビ CM 放映 95 回、テレビ・ラジオ広報 11 回
- ・新聞広告 1 回、広報誌 36 市町村、パンフレット 1 万部など

### (2) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業（県民参加による森づくり）

幅広い県民の理解と協力を得て、県民参加の森づくりを推進するもの

#### [H16 実施概要]

- ・ボランティア団体の育成強化のための研修会開催等、森林ガイド 28 人の養成
- ・県民参加の森づくり：地域の児童生徒や森林ボランティア団体の協力を得て、約 4 万本のドングリ苗を育成し植樹等を実施（延べ 2,500 人、植樹 5 千本）
- ・家族の森づくり：結婚や出生等の記念としてドングリポット苗を配布し、それを家庭で育てて記念植樹（延べ 200 人、植樹面積約 4ha）
- ・里山ふれあい創造事業：地域住民と所有者が協力して、荒廃した里山の整備・再生を行い、自然観察や体験学習の場として活用

### (3) 環境学習総合推進事業

森林に関する学習環境を整え、森林の大切さを学ぶとともに、児童生徒が森林に関心を持ちその保全等に積極的に関わる能力を育む

#### [H16 実施概要]

- ・エコスクールプロジェクト：高校生を対象とした指導者養成講習会（3回、54 人）、高校生が講師となる小学生向け森林学習会の開催（2回、103 人）
- ・森と水の交流学習：地域学習パンフレット配布（約 9 千部）、森林・水源地の体験学習及び調査（6 小学校、延べ 12 回、169 人）

### (4) みどりの大会開催事業（森づくりの人材養成）

児童生徒や関係者が一同に集まり、様々な野外体験や交流活動を通じて、将来にわたってみどりを守り育していく心を育む

#### [H16 実施概要]

- ・開催日及び参加者：H16.10.2, 参加者：600 名
- ・主な内容：少年隊活動発表、植樹・育樹活動、樹木観察、木工クラフトなど

## 大分県の事例（森林環境税H18.4～）

### (1) 県民総参加の森林づくり推進事業

- ①新たな森林づくり普及啓発事業
  - ・広報、おおいたの森写真コンテスト等
- ②豊かな国の森づくり大会の開催
  - ・中津市で開催、NPOとの協働
- ③新たな森林づくり推進体制整備事業
  - ・「基金」運営管理のための委員会の設置
  - ・地域独自の森林づくりをすすめるための「流域協議会」の活動支援

### (2) 森林づくりボランティア推進事業

- ①森林づくりボランティア支援センター事業
  - ・ボランティア情報の収集発信、森林づくり通い帳の管理等の実施
- ②森林づくりボランティア活動支援事業
  - ・森林づくりを行った団体や個人に活動支援券（＝地域通貨券）を交付
- ③森林ボランティア技術向上事業
  - ・知識、技術向上を高めるための講座を習熟度別に開催
- ④森林づくり提案事業
  - ・一般公募によってNPO等が行う森林づくりボランティア活動を支援

### (3) 森と海をつなぐ環境保全推進事業

上下流域の住民が一体となって海岸に漂着した流木等の処理活動の実施

### (4) 遊び学ぶ森林づくり推進事業

- ①子どもの森整備事業
  - ・身近な森林に遊歩道等を整備し、子どもたちが気軽に学び遊べる森を整備
- ②NPO等による森林体験活動の実施
  - ・NPO団体等が行う子どもの森林体験活動に対し助成
- ③みどりの少年団育成事業
  - ・みどりの少年団等を対象に、日本を代表する森林（屋久島）で体験研修を実施
- ④次代を担うエコキッズ育成事業
  - ・おおいたエコクラブの子ども等森林自然体験の少ない子どもたちを対象に、森林自然体験学習等を実施
- ⑤親子でふれあう自然林調査事業
  - ・自然公園の森林保全のあり方等について、親子とNPOが協力して調査検討

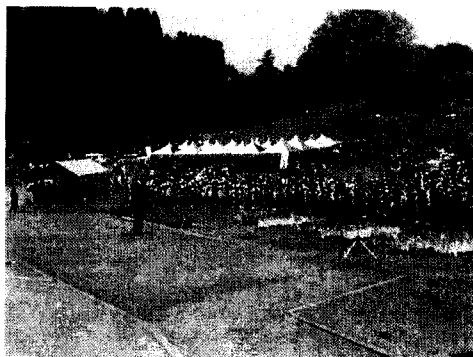
### (5) 森林環境学習指導者養成事業

教育関係者、NPO、みどりの少年団、エコクラブ等（大人）を対象に森林環境教育ができる指導者を養成

## 石川県の事例

### (1) 緑や森づくりの重要性を県民に普及する活動（森林管理課）

- ・県民みどりの祭典：毎年4月29日に県森林公園で、県内の緑の少年団や県民等を対象に緑の大切さを普及広報  
(これまでに22回開催、毎年の参加者：約2,000名)
- ・県民森づくり大会：森林ボランティア等の参加のもと、森林に対する県民意識の醸成を図るために開催  
(H17.10.8に県森林公園で開催、参加者約130名)



県民みどりの祭典



県民森づくり大会

### (2) 自主的な森林整備・保全などを行うボランティアの育成（森林管理課）

- ・森林ボランティア活動の指導的役割を担うフォレストソポーターの養成  
平成17年度養成数 18名 (H12から延べ138名養成)
- ・子供達に対する森林環境教育の実施  
県内の小学校で「森と田んぼの学校プロジェクト」を実施  
(H12から延べ38校で実施)



森林観察会



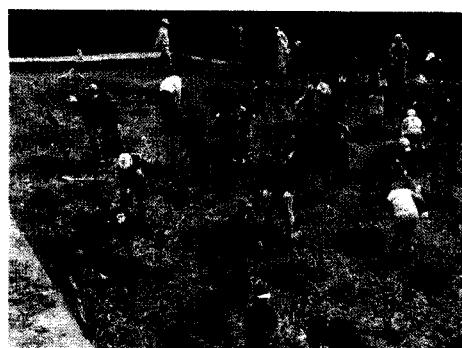
シイタケ原木づくり

(3) ボランティア団体等による郷土の森づくり活動に対する支援（森林管理課）

- ・石川フォレストサポーター会が輪島市内の里山林で保全協定の締結  
期間：H17. 7～H20. 6（3年間）、面積：14ha、作業内容：下刈、間伐等
- ・市民等が参加する郷土樹種による森づくり活動の実施  
H17開催地：4カ所（金沢市(2)、加賀市、羽咋市）
- ・里山オーナー制度による市民の森づくり  
H14から金沢市等で都市住民に里山林を貸出（62区画、0.1ha/区画）



石川フォレストサポーター会（作業終了後）



郷土の森づくり（金沢市）



里山オーナー制度（現地説明会）

#### (4) 里山保全再生協定（自然保護課）

- ・里山の土地所有者と里山活動団体が締結する協定を知事が認定
  - ・交付金による初期活動経費の助成
  - ・指導者の派遣、講習会の開催等
- (H16年度からこれまでに4協定を認定)



#### (5) 夕日寺健民自然園（自然保護課）

- ・里山活動の拠点施設として昭和55年度から整備 <7.7ha>
  - ・茅葺民家の移築 (H19オープン予定)
  - ・「いしかわ自然学校」里山のまなび舎
- \* 里山保全ワーキングホリディ (里山保全活動リーダー会に委託)  
県民参加による下刈り、間伐、遊歩道整備、希少種の保護復元等のボランティア活動：年6回 (H17)
- \* 里山保全活動リーダーの養成
- \* 里山あそび塾 (インタープリターの会に委託)  
子ども・親子向けのプログラム：年6回 (H17)

